

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人浦山学園の活動指針							
警戒レベル	判断基準		授業 (講義・実習等)	研究・地域活動	事務業務	学内会議	学生の課外活動
	学外の状況	学内の状況					
0	通常(制限なし)						
レベル1 (要注意)	県内において感染者が発生しているが、一定程度に抑えられている。(Stage 1に相当)	学生や教職員に感染者が発生していない、あるいは、発生するものの学内の活動に影響のないと判断できる。	感染防止措置の上 ・講義・実習の原則対面授業状況により、遠隔授業実施可能	感染防止措置の上 ・研究・地域活動の実施 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常通り	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	感染防止措置の上実施
レベル2 (警戒)	県内の新規感染者数が増加傾向にある。(Stage 2に相当) 近隣県で緊急事態宣言発令	学生や教職員に感染者が発生するもの、学内活動への影響が限定的と判断できる。	感染防止措置の上 ・対面授業と限定的(一部クラス、一部建物)での遠隔授業の実施 ・実習:受け入れ先施設の指示に従う	感染防止措置の上 ・研究・地域活動の実施 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常通り	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	感染防止措置の上実施
レベル3 (高度警戒)	県内の新規感染者が増加傾向にあり、感染経路不明の感染クラスターが複数確認されている。(Stage 2に相当) 近隣県で緊急事態宣言発令	学内で感染者が発生し、学内活動を継続する上で、注意を要すると判断できる。	原則遠隔授業とする。 やむを得ない場合又は許可された授業に限り、対面授業を実施する。 実習:受け入れ先施設の指示に従う	・原則、学内での活動自粛 ・外部からの入構は、やむを得ない場合のみ許可する ・感染拡大地域への不要不急の移動は基本的に自粛する	感染防止措置の上 ・通常通り 但し、時差出勤等の推奨	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	大学キャンパス内外での屋内での活動は、原則禁止。
レベル4 (緊急事態)	県が特定警戒都道府県に指定される。あるいは大学に対して休業要請される。(Stage 3に相当)	学内で多数の感染者が発生し、学内の活動を継続する上で極めて深刻な状況と判断できる。	原則遠隔授業とする。	原則、外部からの入構禁止 県外での活動は自粛する	教職員の半数のテレワーク実施	原則リモート会議	大学キャンパス内外での活動は全面禁止
<p>※同居の家族等の一員が、濃厚接触者と判定された場合 ⇒ 濃厚接触者の陰性結果が出るまでは自宅待機。陰性判定であれば登校可。ただし、学内の活動では、1週間は他者との接触は注意する。</p> <p>※同居の家族等の一員が、濃厚接触者ではないが検査対象となった場合 ⇒ 登校可。ただし、学内の活動では、1週間は他者との接触は注意する。</p> <p>※同居の家族等の一員が、検査対象にはなっていないが、他所での感染者と関わっていた場合 ⇒ 登校可。ただし、学内の活動では、1週間は他者との接触は注意する。</p> <p>※教職員・学生が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域に、やむを得ず移動した場合。 ⇒ 原則として対象地域には行かない。 ⇒ やむを得ず対象地域に滞在した場合は、帰県後、登校・出勤不可の措置はとらないが、学内の活動では、1週間は他者との接触は注意する。</p>							
<p>* 陽性者判明・濃厚接触疑い等の案件については、上記指針・通知令2009号(R2.4.30)を基本とし、適宜、所管の厚生センターの見解も考慮し対応を行うものとする。</p> <p>* 本活動指針については、適宜見直しを行う事とする。なお、感染者発生時の対応マニュアル・フローも参考にして、活動を行う。</p>							